市第 127 号議案 横浜市手数料条例等の一部改正

1 趣旨

「宅地造成等規制法」(以下「宅造法」という。)の改正により、「宅地造成及び特定盛土等規制法」(以下「盛土規制法」という。)が令和4年5月27日に公布されました。(※)

盛土規制法の施行は令和5年5月26日ですが、地方公共団体が新たな規制区域の指定や技術的基準、 運用体制の検討等の準備を進めるために、改正法附則に基づき2年間の経過措置が定められ、この間、宅 造法の規制については改正前と同様に取り扱うものと規定されました。

これに伴い、宅造法を引用している条例について、経過措置期間中は改正前の宅造法の規定と同様の取扱いがされるように改正します。また、盛土規制法の適用に向けた技術的な検討を行うため、横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会条例について、所要の改正を行います。

(※) 法改正の概要

危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することを目的に改正され、従来からの宅地造成に加えて、新たに森林や農地での盛土等が規制の対象となる他、施工状況の定期報告等が規定されました。

2 条例改正の概要

(1) 改正する条例

- ① 横浜市手数料条例
- ② 横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例
- ③ 横浜市建築基準条例
- ④ 横浜市開発事業の調整等に関する条例
- ⑤ 横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会条例
- ⑥ 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例

(2) 改正の内容

ア 法律名称の置き換え(対象:前号①~⑥)

各条例中の「宅地造成等規制法」の記載を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第 1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧宅地造成等規制法」に置き換える改正を行い、 経過措置期間中は宅造法の規定と同様の取扱いがされるように対応します。

イ 所掌事務の変更及び追加(対象:前号⑤)

横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会条例の所掌事務の規定について、「宅造法に規定する規制区域」を「盛土規制法に規定する規制区域」に変更するとともに、「盛土規制法に規定する宅地造成等に関する工事等の技術的基準」を追加します。

3 施行日

盛土規制法の施行と同日(令和5年5月26日)

(参考) 宅造法、盛土規制法及び市条例の関係性

